

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	30
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	31
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	31
○道路の供用の開始……………（道路課）	32
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災課）	32
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災課）	32
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者……………	34

告 示

北海道告示第707号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成24年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指 定 番 号	第221号
(2) 指 定 の 区 域	名寄市字日進701番の一部、831番の一部
(3) 埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第2号
2(1) 指 定 番 号	第222号
(2) 指 定 の 区 域	中川郡美深町字美深798番4、799番1、799番2、799番4（いずれも一部）
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
3(1) 指 定 番 号	第223号

(2) 指 定 の 区 域	上川郡東神楽町10番40、10番43、10番46、10番1365、10番1367、668番2、668番3（いずれも一部）、10番281、10番986、10番987、10番1366、668番1
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
4(1) 指 定 番 号	第224号
(2) 指 定 の 区 域	松前郡福島町字千軒625番3の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
5(1) 指 定 番 号	第225号
(2) 指 定 の 区 域	松前郡福島町字千軒55番の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
6(1) 指 定 番 号	第226号
(2) 指 定 の 区 域	函館市豊崎町209番96の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
7(1) 指 定 番 号	第227号
(2) 指 定 の 区 域	河西郡芽室町北明西3線16番1の一部、16番5の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第1号
8(1) 指 定 番 号	第228号
(2) 指 定 の 区 域	河西郡芽室町北明西3線15番3、15番4、15番6（いずれも一部）
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第1号
9(1) 指 定 番 号	第229号
(2) 指 定 の 区 域	河西郡芽室町北明西5線38番2、40番1、北明西6線37番4、39番4（いずれも一部）
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
10(1) 指 定 番 号	第230号
(2) 指 定 の 区 域	河西郡中札内村南札内203番2の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
11(1) 指 定 番 号	第231号
(2) 指 定 の 区 域	河東郡士幌町字士幌東16線181番9の一部、181番15の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
12(1) 指 定 番 号	第232号
(2) 指 定 の 区 域	河西郡中札内村常盤西2線264番1の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
13(1) 指 定 番 号	第233号
(2) 指 定 の 区 域	苫小牧市字勇払145番25、145番201の一部、145番202の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号

14(1) 指 定 番 号 第234号 (2) 指 定 の 区 域 苫前郡羽幌町大字焼尻字西浦342番の一部、343番の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 15(1) 指 定 番 号 第235号 (2) 指 定 の 区 域 天塩郡遠別町字丸松871番2の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 16(1) 指 定 番 号 第236号 (2) 指 定 の 区 域 空知郡南幌町411番1の一部、411番4の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 17(1) 指 定 番 号 第237号 (2) 指 定 の 区 域 滝川市北滝の川2338番1、2、3、4、5（いずれも一部） (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 18(1) 指 定 番 号 第238号 (2) 指 定 の 区 域 歌志内市字文珠12番2の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号	北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町・檜山郡上ノ国町（以上2町について の所在場所 次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 日高町・上ノ国町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第708号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成24年12月26日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成24年12月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所 土幌西部南 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成） 北海道十勝総合振興局 居 辺 同 （農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良） 同 明 新 同 （農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良） 同 中 浦 幌 同 （農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良） 同 上 土 幌 東 畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理） 同 上 土 幌 西 草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理） 同	北海道告示第710号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を乙部町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第674号のとおりである。 平成24年12月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 爾志郡乙部町字滝瀬1の9所在の森林について所有権を有する 坪田 俊男

爾志郡乙部町字滝瀬 1 の 9 所在の森林について所有権を有する 坪田 テイ子
爾志郡乙部町字滝瀬 1 の 29 所在の森林について所有権を有する 成田 竜助
爾志郡乙部町字滝瀬 98 所在の森林について所有権を有する 阿部 金三郎
爾志郡乙部町字滝瀬 100 の 1 所在の森林について所有権を有する 成田 大助
爾志郡乙部町字滝瀬 273 の 3 所在の森林について所有権を有する 成田 政司

北海道告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上厚真苦小牧線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	苦小牧市字柏原 1 番 9 地先から 同市字静川 195 番 2 地先まで	平成24.12.25
道道 白 老 大 滝 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	白老郡白老町字石山 19 番 1 地先（一般国道36号交点）から 同郡白老町字石山 39 番 10 地先まで	平成25. 1.21

北海道告示第712号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白水川（Ⅰ－32－1490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
壮瞥町字蟠溪（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
立春右の沢川（Ⅱ－32－1590）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
壮瞥町字立香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路宮本町 2 丁目（Ⅰ－9－34－2755）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市宮本町 2 丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路柏木町 2（Ⅰ－9－36－2757）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市柏木町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路緑ヶ岡 6 丁目 2（Ⅰ－9－238－3153）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市緑ヶ岡 6 丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第713号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥立香（Ⅱ－3－201－1374）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
壮瞥町字立香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥神社川（Ⅰ－32－0551） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 壮瞥町字滝之町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路柏木町（Ⅰ－9－35－2756） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市柏木町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路柏木町3（Ⅱ－9－11－2105） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市柏木町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路城山2丁目（Ⅰ－9－23－2744） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市城山2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路鶴ヶ岱1丁目2（Ⅰ－9－41－2762）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市鶴ヶ岱1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路千歳町2（Ⅱ－9－12－2106） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市千歳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用されると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路緑ヶ岡6丁目3（Ⅰ－9－11－2732） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市緑ヶ岡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路緑ヶ岡6丁目1（Ⅰ－9－237－3152） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市緑ヶ岡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路南大通1（Ⅰ－9－27－2748） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市南大通2丁目から6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路南大通2丁目（I－9－28－2749） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市南大通2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）		
	道 労 働 委 員 会 告 示		
	北海道労働委員会告示第1号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成24年12月25日 北海道労働委員会会長 樋 川 恒 一		

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道労働委員会第40期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第35～37期公益委員、第38～39期会長代理	平成24.12. 3
なり た のり こ 成 田 教 子	北海道労働委員会第40期会長代理 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36～39期公益委員	同
わ た り た だ す 亘 理 格	北海道労働委員会第40期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 北海道労働委員会第39期公益委員	同
あさみず た だ し 浅 水 正	北海道労働委員会第40期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～39期公益委員	同
か と う と も ゆ き 加 藤 智 章	北海道労働委員会第40期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～39期公益委員	同
あ さ く ら や す し 朝 倉 靖	北海道労働委員会第40期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長	同
く に た け ひ で お 國 武 英 生	北海道労働委員会第40期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科准教授	北九州市立大学法学部准教授	同
も り す み お 森 澄 男	北海道労働委員会第40期労働者委員 U A センセン北海道支部支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第36～39期労働者委員	同
さ と う や す み つ 佐 藤 泰 光	北海道労働委員会第40期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同
い し や ま か ず あ き 石 山 和 明	北海道労働委員会第40期労働者委員 太平工業室蘭労働組合相談役	太平工業室蘭労働組合組合長 北海道労働委員会第37～39期労働者委員	同
わ た べ し ょ う い ち ろ う 渡 部 正 一 郎	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同
お ぐ ろ し ゚ ゅ う じ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同

かとう ひでとし 加藤 英 俊	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本郵政グループ労働組合北海道地方本部特別執行委員	全通北海道地方本部専従執行委員	同	
おぐら かなこ 小 倉 佳南子	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長	丸井今井労働組合特別中央執行委員 北海道労働委員会第36～39期労働者委員	同	
じん しゅうじ 神 秀 治	北海道労働委員会第40期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経営者協会常務理事	同	
つだ もりかず 津田 守 一	北海道労働委員会第40期使用者委員 日本通運株式会社参与	北旺運輸株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同	
のざき たかお 野崎 隆 夫	北海道労働委員会第40期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所理事・事務局長 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同	
はす い けいこ 蓮井 慶 子	北海道労働委員会第40期使用者委員 キャリアステップ研究所所長	株式会社早稲田セミナー札幌校校長 北海道労働委員会第36～39期使用者委員	同	
つち や よしつぐ 土屋 善 嗣	北海道労働委員会第40期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39期使用者委員	同	
かとう たかまさ 加藤 高 正	北海道労働委員会第40期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同	
おぬま てるあき 小沼 輝 明	北海道労働委員会第40期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部長	北海道電力株式会社人事労務部次長 北海道労働委員会第38～39期使用者委員	同	
さかもと まこと 坂本 眞	北海道労働委員会事務局長	北海道総合政策部参与（地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営企画部長）	同	24. 4. 13
まつむら い じ 松村 英 二	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道経済部産業立地推進局産業立地課参事	同	22. 4. 9
にしざわ つとむ 西沢 勉	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道農政部農業経営局農地調整課長	同	24. 4. 13